

原子力損害賠償紛争解決センター総括委員会運営規程

総括委員会
平成27年8月26日決定
平成28年2月4日決定
平成31年4月16日決定

(目的)

第1条 この規程は、原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領(平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会決定。以下「要領」という。)第1条第1項の規定に基づき原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)に設置された総括委員会の運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総括委員会の組織等)

第2条 総括委員会は、要領第1条第2項の規定に基づき審査会の会長が指名した者(以下「総括委員」という。)により組織する。

2 要領第1条第3項の規定に基づき審査会の会長が総括委員のうちから委員長として指名した者(以下「総括委員長」という。)が、同条第4項の規定に基づき総括委員会の事務を掌理する。

3 総括委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する総括委員が、その職務を代理する

4 総括委員会は、委員又は特別委員のうちから総括委員会顧問となる者を指名し、和解仲介手続及び総括委員会の業務に関する重要な事項について助言を求めることができる。

(会議の開催)

第3条 総括委員会の会議は、総括委員長が招集する。

2 総括委員会の会議の日程は、あらかじめ総括委員長が総括委員会に諮って定めることとする。ただし、総括委員長が必要があると認める時は、臨時にこれを開催することができる。

(会議の非公開等)

第4条 総括委員会の会議は、公開しない。

2 総括委員長は、必要があると認めるときは、議事に関する事項について専門的な知見を有する者等を総括委員会の会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(決議方法)

第5条 総括委員会の議事は、議決に加わることができる総括委員の過半数が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、総括委員長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、総括委員長は、全ての総括委員の同意がある場

合には、書面、電子メール等により総括委員が議決に加わることを認めることができる。この場合において、当該議事は全ての総括委員の過半数で決する。

3 総括委員会の議事につき特別の利害関係を有する総括委員は、その議事に関する議決に加わることができない。

(決議事項)

第6条 総括委員会において決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 原子力損害賠償紛争解決センターが行う和解の仲介の手續（以下「和解仲介手續」という。）に関する規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 審査会が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第18条第2項第2号に基づいて定める一般的な指針を和解の仲介事件手續に適用するために必要な基準の採択及び改廃に関する事項
- (3) 事件ごとの仲介委員及び調査官の指名及び解任に関する事項
- (4) 原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程において総括委員会の決議が求められている事項
- (5) 前各号に定めるもののほか、和解仲介手續及び総括委員会の業務に関する重要な事項として総括委員長又は総括委員が付議するもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急の処理を要する場合には、総括委員会の決議を経ないで、総括委員長は、前項(1)から(4)までに掲げる事項を実施することができる。この場合において、総括委員長は、次回の総括委員会の会議に当該事項を付議し、承認を得なければならない。

3 総括委員長は、第1項(1)から(4)までに掲げる事項について付議すべき議案を担当する総括委員を指名することができる。

(原子力損害賠償紛争解決センターの活動状況報告)

第7条 原子力損害賠償紛争和解仲介室（以下「仲介室」という。）は、総括委員の求めに応じて、又は必要と認められる場合には適宜に、原子力損害賠償紛争解決センターの活動の状況等について、総括委員会の会議において報告するものとする。

(議事の概要の作成等)

第8条 総括委員会の会議の終了後、仲介室において議事の概要を作成し、保存するものとする。

附 則

この規程は、総括委員会が決定した日から施行する。

附 則（平成28年2月4日一部改正関係）

改正後の第2条第4項及び第3条第2項の規定は、平成28年2月4日から施行する。

附 則（平成31年4月16日一部改正関係）

改正後の第2条第4項の規定は、平成31年4月16日から施行する。